

令和6年度 駒ヶ根市副食費基準額表

(令和6年4月～令和6年8月分)

3歳以上児 副食費基準額表

定義		月額
市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	57,700円未満	0円
	57,700円以上	3,000円

- 〈注1〉 市町村民税所得割額については、配当控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税額控除等の税額控除について適用しないものとします。
- 〈注2〉 入所児童と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及び、その他の扶養義務者（家計の主宰者に限る）の課税額の合計とします。
- 〈注3〉 入所児童の父母に、当該入所児童より年上の子が2人以上いる場合、当該入所児童の副食費は徴収しません。

【令和6年度納期限一覧】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
4月30日（火）	5月31日（金）	7月1日（月）	7月31日（水）	9月2日（月）	9月30日（月）
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
10月31日（木）	12月2日（月）	12月25日（水）	1月31日（金）	2月28日（金）	3月31日（月）

※各期納期限は通常月末日ですが、月末日が土曜・日曜・祝日の場合はその翌営業日になります。
 なお、12月の納期限は25日です。

駒ヶ根市教育委員会 子ども課